

公益財団法人八幡育英会 奨学生選考委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人八幡育英会（以下「本法人」という）の奨学生選考委員会（以下「本委員会」という）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本委員会の設置)

第2条 本委員会は、定款で定められた事業の実施により奨学生受給者の選考を行うにあたっては、応募内容を審査し、公平性を確保し、独立性をもって選考する。

(構成)

第3条 本委員会の委員（以下「奨学生選考委員」という。）は、理事会において、5名選出する。

2 奨学生選考委員は、1名は理事から、1名は評議員から、3名は外部有識者の中から、理事会の議決に基づき、代表理事が委嘱する。

(任期)

第4条 奨学生選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した奨学生選考委員の補欠として選任された奨学生選考委員の任期は、退任した奨学生選考委員の任期の満了する時までとする。

(奨学生選考委員長)

第5条 本委員会は、奨学生選考委員長（以下、「委員長」という。）を1名置くこととし、奨学生選考委員のうちから互選により選任する。

2 委員長は、本委員会の会議の議長となり、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、奨学生選考委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 本委員会の会議は、奨学生選考委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

2 本委員会の会議は、必要に応じ、委員長が隨時招集する。

3 本委員会の会議を招集しようとするときは、奨学生選考委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

4 奨学生選考委員は、選考対象者と親族その他特別な利害関係を有する場合には、当該選考対象者の選考に係る議案の審議及び議決に加わることができ

ない。

(議事録)

第7条 本委員会の会議については、その議事の経過及び結果を記録した議事録を作成する。

2 議事録には、委員長が記名押印しなければならない。

3 議事録は、会議の日から十年間、本法人の主たる事務所で保管する。

(選考基準)

第8条 奨学生の選考は、本法人の奨学金給付選考規程に基づいて行う。

(選考委員会委員への報酬)

第9条 奨学生選考委員の報酬は無報酬とする。

2 奨学生選考委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(補 則)

第10条 本規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

本規程は、公益財団法人としての変更の登記の日から施行する。